

第 4 8 号 議 案

東京都台東区区民事務所設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 9 月 1 1 日

提出者 東京都台東区長 吉 住 弘

( 提 案 理 由 )

この案は、西部区民事務所谷中分室の位置を改めるため提出します。

## 東京都台東区区民事務所設置条例の一部を改正する条例

東京都台東区区民事務所設置条例（平成15年10月台東区条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表中「東京都台東区谷中二丁目9番21号」を「東京都台東区谷中五丁目6番5号」に改める。

付 則

この条例は、平成27年3月30日から施行する。